



平成 20 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社エスケイジャパン
代 表 者 名 代表取締役社長 久保 敏志
コード番号 7608 (東証・大証 第一部)
問 合 せ 先 取締役管理部長 川上 優
TEL 06-6765-0670
U R L <http://www.sk-japan.co.jp>

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 5 月 24 日開催予定の弊社第 19 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の趣旨および目的

- (1) 当社は、第 19 期(平成 20 年 2 月期)末現在、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当していませんが、同法の規定に基づく監査役会および会計監査人を設置することで、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ることといたしたく、定款の一部変更と、第 29 条(常勤の監査役)、第 30 条(監査役会の招集通知)、第 31 条(報酬等)、第 32 条(監査役会規程)、第 34 条(会計監査人の選任)、第 35 条(会計監査人の任期)を新設するものであります。
- (2) 監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条および第 427 条の定める監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 33 条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。
- (3) 会計監査人が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 427 条の定める会計監査人の責任免除制度に基づき、定款第 36 条(会計監査人の責任免除)の規定を新設するものであります。
- (4) 上記の変更に伴い、条数等につきまして変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 効力発生日

平成 20 年 5 月 24 日(弊社第 19 期定時株主総会開催予定日)

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. 監査役
	3. <u>監査役会</u>
	4. <u>会計監査人</u>
第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会
(新設)	(<u>常勤の監査役</u>)
	第29条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u>
(新設)	(<u>監査役会の招集通知</u>)
	第30条 <u>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	<u>2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新設)	(<u>報酬等</u>)
	第31条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</u>
(新設)	(<u>監査役会規程</u>)
	第32条 <u>監査役会に関しては法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
(新設)	(<u>監査役の責任免除</u>)
	第33条 <u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	<u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	(<u>会計監査人の選任</u>)
	第34条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	(<u>会計監査人の任期</u>)
	第35条 <u>1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
	<u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第29条 ~ 第32条</p> <p style="text-align: center;">(条文の省略)</p>	<p style="text-align: center;">該定時株主総会において再任されたものと みなす。</p> <p style="text-align: center;">(会計監査人の責任免除)</p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定によ り、会計監査人との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に基づ く責任の限度額は、法令の定める最低責任限 度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第37条 ~ 第40条</p> <p style="text-align: center;">(現行定款第 29 条 ~ 第 32 条のとおり)</p>